

「働き方改革」の推進状況

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知・広報について

現 状

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)が平成30年7月6日に公布され、労働時間法制の見直し等については平成31年4月1日から順次施行される。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者への周知を確実にいき、しっかりと取り組んでいただくことが重要である。

このため、平成31年3月までに集中的な周知・広報を展開する。また、中小企業・小規模事業者の負担軽減や積極的な取組をバックアップするための支援策等を取りまとめ情報提供していく。

これまでの取組

(1) 積極的な周知・広報を展開するための体制づくり

- ・秋田労働局内の体制を整備するため「秋田労働局働き方改革推進本部」を4回開催し、効果的な広報計画等について協議した。(7月～10月)
- ・県内各労働基準監督署及びハローワークの職員を対象とした研修を6回実施した。(8月)

(2) 周知・広報の展開

- ・周知・広報活動を開始するに当たり、「事業主団体(県連合会等)」「秋田県職員」を対象としたセミナーを先行実施した。
 - 商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会・経営者協会の職員を対象としたセミナー 9月に2回 27名参加
 - 秋田県職員を対象としたセミナー 9月 89名参加
- ・各労働基準監督署及びハローワークによる地域の事業主団体や業種別団体への働きかけにより、各種団体加盟事業主を対象としたセミナーを12月上旬までに19回開催。
- ・労働者側に対しては、労働組合を対象にしたセミナーを開催。
 - 連合秋田加盟労組 11月 34名参加
 - 秋田県交運労協加盟労組 11月30日開催予定
- ・県、市町村、事業主団体の広報誌やホームページへの掲載依頼を実施した。(10月)

(3) 中小企業・小規模事業者支援策のとりまとめ

- ・国や秋田県等の働き方改革関連施策を集約し、「『働き方改革』の実現に向けた中小企業等支援制度のご案内」のパンフレットに取りまとめた。【資料No.3】

今後の取組予定

- ・労働局主催の「働き方改革関連法セミナー」を県内全域で15回開催する。(12月～2月)【資料No.4-2】
- ・各種団体等からセミナーの開催依頼があった場合、講師を派遣する。【資料No.4-3】
- ・労働基準監督署に設置されている「労働時間相談・支援コーナー」、ハローワークによる事業所訪問、県の「働き方改革推進員」との連携等、事業主と接触するあらゆる機会を通じて、「働き方改革関連法」及び「中小企業等支援制度のご案内」を周知・広報する。

